

## <令和3年度看護師特定行為研修助成事業について>

県では、平成27年10月に特定行為に係る看護師の研修制度が施行されたことをうけ、在宅医療の推進を目指して、看護師の資質向上・人材確保を図るため、特定行為研修に係る受講者の受講料等を負担する病院等に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助します。

### 1 補助金交付の対象

次の各号に掲げる全ての事由を満たしている者とする。

- (1) 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第3項に規定する病院等の開設者等（歯科医業に係るものは除く。）であること。
- (2) 特定行為研修を受講する看護職員を雇用していること。

(※) 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」（平成4年法律第86号）第3条第2項に規定する病院等の開設者等（歯科医業に係る者は除く）とは：病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者並びに指定訪問看護事業を行う者

### 2 内容

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
受講者1人あたり 600,000円 ただし、1施設あたり 1,200,000円を上限とする。	特定行為研修(※)に係る研修受講料等 (受講料、審査料)  (研修期間が2か年度にわたる場合は、交付申請日の属する年度及びその前年度の特定行為研修の受講に係る受講料及び審査料とする)	1/2

※厚生労働省が保健師助産師看護師法第37条の3、4の規定により指定した特定行為研修を行う研修機関が実施する研修。(38行為21区分)

### 3 交付額算定方法

補助金の交付額は、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を、当該事業に要する総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

#### 【連絡先】

香川県健康福祉部医務国保課  
医療人材グループ

TEL087-832-3255